

あすの景観をつくる



兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
TEL 078-341-7711 内線 4661

但馬海岸地域



1 はじめに

但馬海岸地域は、海と海にせまる山、豊かな自然が四季折々の美しい風景をみせるところです。

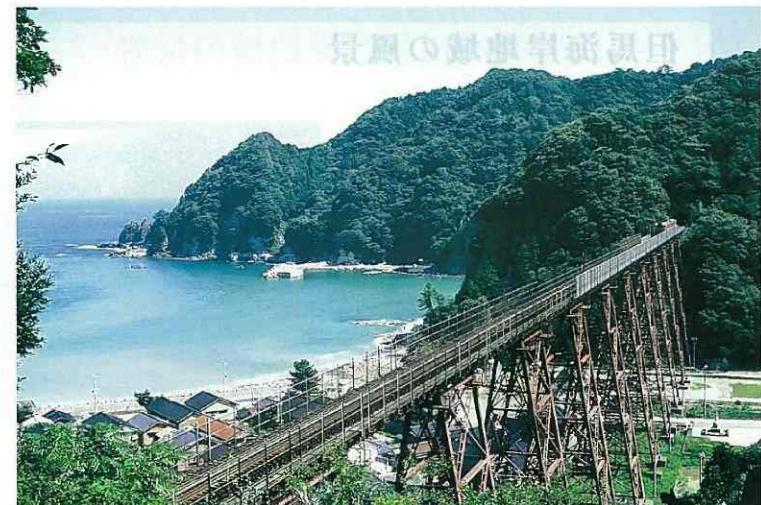
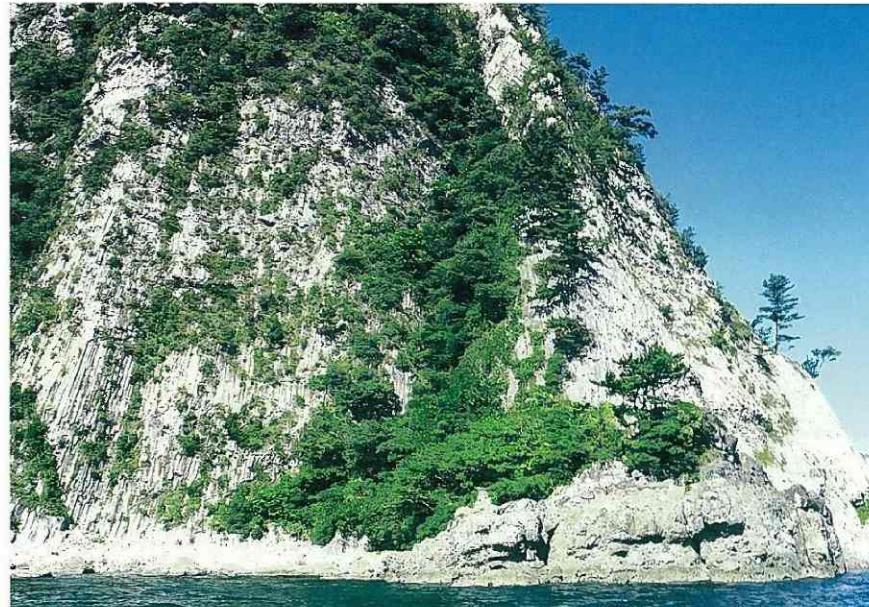
海食崖や洞門、奇礁が連なる岩石海岸とトンボロ（陸繫島）や砂州がみられる砂浜海岸とで構成されるこの地域は、それぞれ趣の異なる表情を有するとともに、地形に対応し、巧みに利用してつくられた集落や市街地によって、風景に個性が付加されています。

平坦地の少ない岩石海岸では、50戸に満たない半農半漁の小規模な海村が谷ひだを利用して形成されており、海岸側から見ると建物の屋根などの連続が等高線のように層をなしています。一方の砂浜海岸とその後背の沖積平野には、江戸中期から明治末期にかけて北前船など回漕業で栄え、今なお漁港として重要な役割を果たす港湾を中心とした市街地が形成されて、風情ある家並みがみられます。

このように但馬海岸地域は、自然の営みと人々の営みが調和した、県土にとってかけがえのない美しい海岸風景を有しています。

このガイドラインでは、その風景の保全、創造を図るため、風景形成の目標と方針を提案するとともに、風景に大きな影響を及ぼす大規模建築物等のあり方について定めた風景形成基準を示しています。

この冊子が、但馬海岸地域における風景形成の一助となれば幸いです。



香住町 余部鉄橋

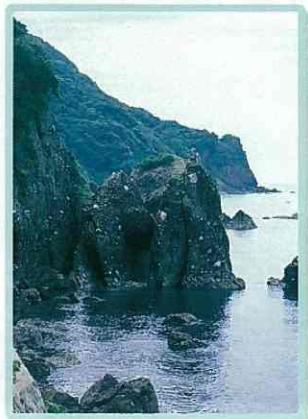


(参考)景観の形成等に関する条例(抜粋) 22

目次

1. はじめに	1
2. 但馬海岸地域の風景	3
3. 但馬海岸地域風景形成地域の位置	5
4. 風景形成基準	7
5. 風景形成の基本目標と基本方針	12
6. 良好な風景をつくるために	17
7. 届け出の手続き	20
8. 色彩の資料	21

2 但馬海岸地域の風景



竹野町 はさかり岩



香住町 インディアンヘッド



竹野町 宇日 谷ひだを利用して形成された「海村」



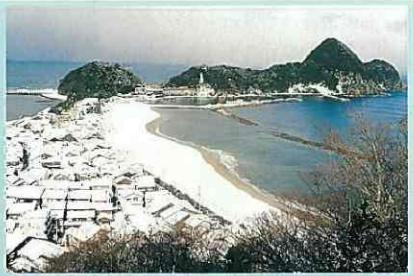
豊岡市 おましばし展望台



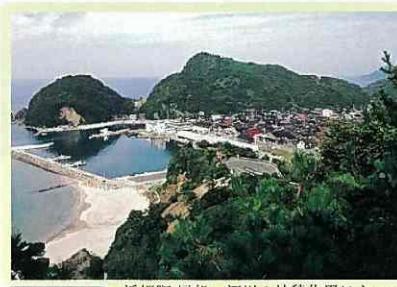
香住町 鎧港



竹野町 浜須井 狹い土地を効率的に利用する船小屋



竹野町 猫崎 四季に応じて大きく変化する風景



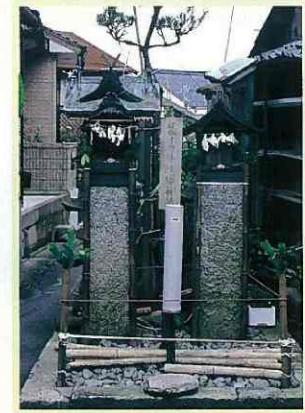
浜坂町 居組 河川の沖積作用によって生まれた平野に集落が形成された



浜坂町 先人記念館



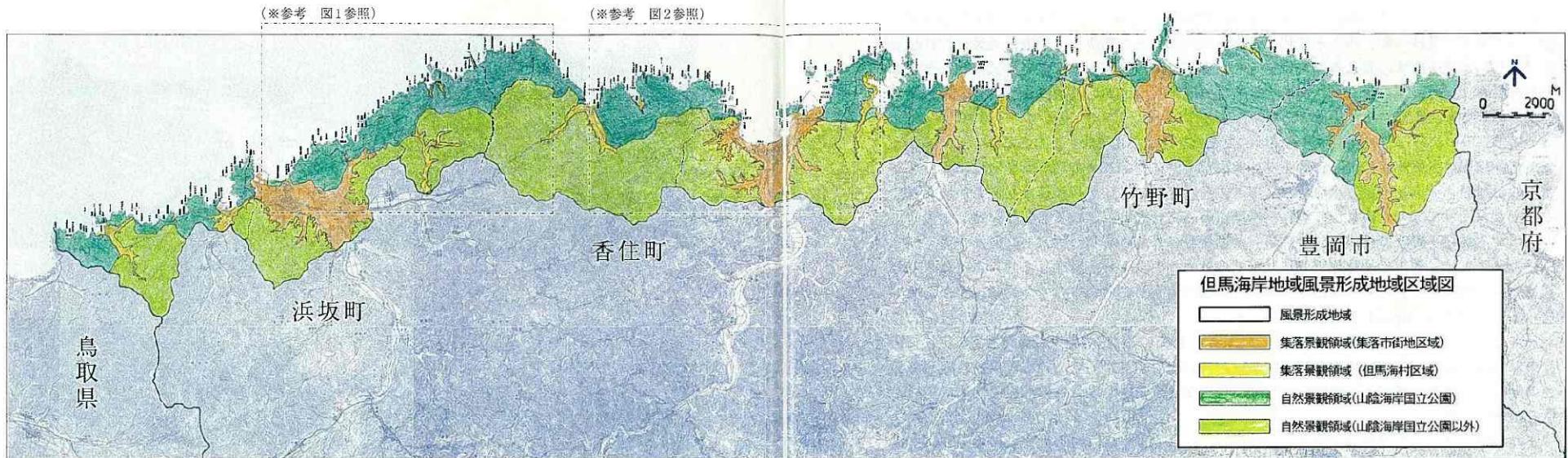
香住町 百手の儀式



浜坂町

まちなみには残る祠や伝統の儀式からも
生活文化や習慣を思わせる

3 但馬海岸地域風景形成地域の位置

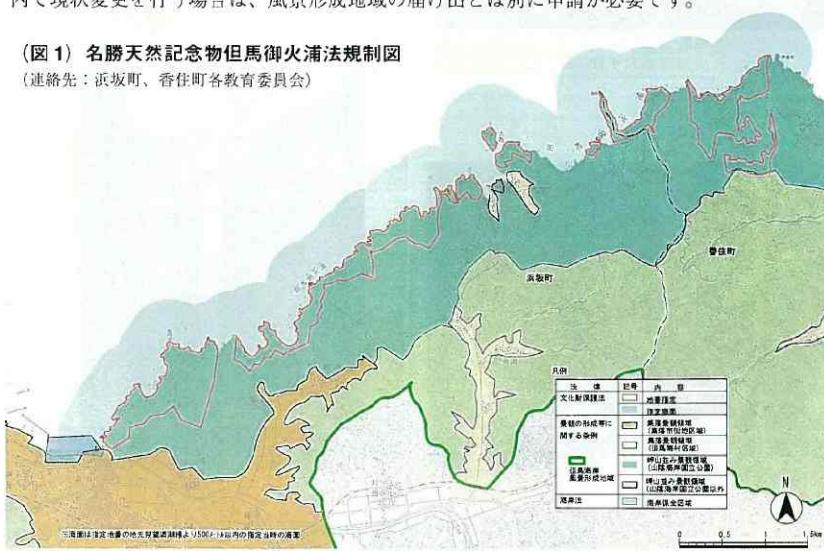


※参考

但馬海岸地域には文化財保護法によって以下のとおり指定地域が定められておりこの地域内で現状変更を行う場合は、風景形成地域の届け出とは別に申請が必要です。

(図1) 名勝天然記念物但馬御火浦法規制図

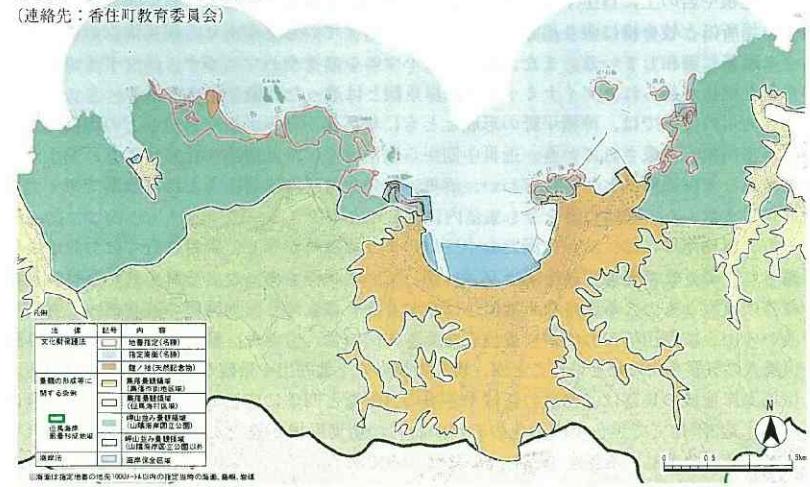
(連絡先：浜坂町、香住町各教育委員会)



(出典：名勝天然記念物但馬御火浦保存管理計画書 H15.3 浜坂町、香住町)

(図2) 名勝香住海岸法規制図

(連絡先：香住町教育委員会)



(出典：名勝香住海岸保存管理計画書 (案)H15.3 香住町)

4 風景形成基準

但馬地域は、地域の約7割を占める山々、円山川のゆったりとした流れ、数多い渓谷や滝、そして日本海の荒波など、山と水に代表される豊かな自然が四季折々の姿を見せ、変化に富んだ美しい風景を有するところである。また、古代遺跡、旧城下町あるいは式内社など地域独自の伝統文化や、温泉やスキー場などの観光資源にも恵まれ、近畿圏のリゾート地域として多くの人々が訪れているところである。

その但馬の中にあって、但馬海岸地域は、人を引き付けて止まない魅力あるところである。但馬海岸地域は、日本海に面し、岬や鼻の突出部と湾入り部が小刻みかつ激しく出入りする東西約65キロメートルの長さを有するリアス式海岸であり、山が海に迫り、激しい波や風による侵食を受けてできた海食崖・洞門、岩礁などの奇岩絶壁の連なる岩石海岸と、主要河川の流下する沖積平野とで構成されている。沖積平野は、約1万年前はほとんど海や入り江であったところで、河川の沖積作用等によって、砂州やトンボロを形成しており、これらと岩石海岸の奇岩及び奇礁とその前に浮かぶ大小無数の島々とがあいまって、変化に富んだ雄大な全国有数の美しい海岸を形成している。

「弁当忘れても傘忘れるな」と言われる但馬海岸地域の気候は、典型的な日本海型気候で、夏季は高温多湿で、冬季に積雪を伴う降水量が多い北西季節風型である。深く入れ込まれる鉛色の鈍い雲、風走範囲が広く継続時間の長い強烈な底冷えのする北西の季節風(ウラニシ)が吹く地域である。

また、植生は、対馬海流の影響を大きく受け、常緑広葉樹からなる H 25. 10. 1 より基準が改正されました。
詳しくは、ホームページでご確認下さい。

海岸から數キロメートルの内陸部では、標高数百メートルでブナやミズナラ等の冷温帶林が現れるなど、地形の変化とあいまって非常に狭い範囲に多様な植生が分布している。中でも、松は、但馬海岸地域の風景を代表する樹種であり、浜坂や竹野などの海岸の黒松林は、沙防林・防風林として重要な機能を果たすと共に、見事な海岸の風景を造り出している。一方、海岸の尾根や岩の上に自生する松は、風により樹形が変形し、風衝木として美しく、条件の厳しい場所ほど枝を横に張り出し、厳しい環境に耐えている感があり、但馬海岸のダイナミックな風景に調和している。また、海岸にはハマニシニクやハマニガナ、ハマダイコンなどの貴重な植物が見られ、ダイナミックな海岸景観とは違った表情を見せている。

主要河川の河口では、沖積平野の形成とともに集落化が進み浜坂や香住などの規模の大きな集落市街地が形成されていき、近世中期から明治にかけて北前船の往来により、柴山港、津居山港などは風待港としてにぎわい、浜坂、香住、竹野、津居山などは回漕業で栄え大きな財を蓄えた人々の隆盛の跡を今も集落内にみることができる。

一方、但馬海岸には、50戸に満たぬ小三尾のような海村が多く、隣村に行くにも急峻な峠で遮られ、最近まで交通手段を海上交通に頼っていた状況もあった。それぞれの海村は谷のひだ等の断崖ともいえるような土地にへばりつくように立地し、地場産の石を使って谷筋や谷沿いの山腹に棚田等のわずかな農地をつくり生活を営んできた。厳しい自然環境が粘り強い但馬人の気質を生んだということが、現在の海岸の土地利用や景観からも強くしのばれる。

但馬海岸地域の集落は、初夏の新緑や冬季の白雪など四季に応じて変化する山々を背景にして、木造2階建てで黒色や赤褐色の石州がわらの切妻屋根が連たんする水平線と海の水平線とが調和した美しい風景を形成しているところである。

但馬海岸地域に点在する漁村は、切妻屋根の小規模な住宅が密集した統一感のある家並み景観の塊村集落を形成し、海辺には、独立あるいは住宅と一緒に造られた舟小屋や漁具納屋が見られ、特徴的な景観を形成している。また、民家の屋根は、冬季季節風の吹き上げによる被害を防ぐため内陸部より軒の出が浅いのが特徴的であり、壁は、縦板張りの「ヨロイガキ」で造られ、窓は障子戸等に板囲いを設け二重戸とするなど、吹雪などの厳しい気候に耐える工夫がみられる。

このように、この但馬海岸地域は、主要河川が流下する沖積地の集落市街地と岩石海岸の谷ひだごとに形成された半農半漁の但馬漁村とが、厳しい自然環境と共生しながら、それぞれ自然的、社会的、文化的に特徴ある美しい風景を形成している。

このような但馬海岸地域のかけがえのない風景を県民の共感の下に保全、継承し、さらに向上、発展させていく必要がある。

そこで、美しい風景づくりを推進していくために、次のとおり但馬海岸を「集落景観領域」と「自然景観領域」との2つのゾーンに区分し、風景の形成を図っていくこととする。

ア 集落景観領域

自然との調和に加え、市街地のように集積立地する建築物相互間の調和にも配慮する
領域は、地域の中で自然や歴史文化をいかしながら、新しい都市的整備と伝統的な家並み景観との調和した市街地を目指す「集落市街地区域」と、自然環境と調和し継承してきたまちなみ景観をいかし、できる限りそれらを保全、継承する修景整備を目指す「但馬海村区域」に区分することとする。

イ 自然景観領域

権威ある自然景観又は集落景観の背景としての岬や丘陵あるいは緑豊かな山並み等で、丘陵地や山地としての全体の景観を保全することにより、景観的な質の維持・向上が図られると考えられる区域。

このような領域にふさわしい風景形成を図っていくことが望まれる。そのため、特に、風景に大きく影響を与える要素である大規模建築物等について風景形成基準を定め、風景の形成を図っていくこととする。

具体的な風景形成基準は次のとおりである。ただし、知事が景観形成審議会の意見を聽いたうえ、この地域の優れた風景の形成を図る上で、この基準を適用することが適当でないと認める大規模建築物等については、この風景形成基準によらないことができるることとする。

大規模建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩等

対象種別 領域等	建 築 物			工 作 物
	集 落 景 觀 領 域		自 然 景 觀 領 域	
集落市街地区域	但馬海村区域			
基本目標	①日本海交流文化の継承 ②自然との共生 ③生活文化の継承 ④地域の人々が誇れる環境づくり			・左記に同じ
基本方針	①トンボロ等の浜の保全と緑化の促進 ②路地構成の継承 ③家並み景観の保全	①岬、島及び鼻の保全と活用 ②家並み景観の保全 ③舟小屋の保全と浜の再生	①自然環境の保全 ②海岸線の継承 ③眺望視線の確保と配慮	・左記に同じ (領域別)
位 置 模 構	〈位置(眺望視線の保全)〉 ・主要な視点場から見て、海又は海岸線への眺望を遮らないよう努める。 ・主要な視点場から見て、城山や社寺等、歴史的ランドマークを遮らないよう努める。 ・分散したり、分棟したりするなど周辺景観に突出しない位置・規模とするよう努める。			・左記に同じ (領域別)
	・主要な視点場から見て、背景の山地や丘陵のスカイラインを分断又は遮へいしないよう努める。 ・販地が山すその場合、谷のひだに配置するなど景観上突出しないよう努める。 ・山並みの稜線上や海岸沿いの配置は避けるよう努める。 ・集落や谷筋を見通す視線を遮らないよう努める。			
	・海面と集落の家並みや棚田が水平方向の面的広がり感をつくりだしているところでは、それを損なわないデザインとなるよう配慮する。			H25.10.1より基準が改正されました。 詳しくは、ホームページでご確認下さい。
	〈高さ〉 ・主要な視点場から見て、山のスカイラインや集落等の建築群から突出しない高さとするよう努める。	〈高さ〉 ・主要な視点場から見て、岬や鼻の丘陵地のスカイラインを切らない高さとし、周囲の緑地環境に溶け込むよう努める。		
	〈周辺建築物との関係〉 ・周辺に建築物がある場合は以下の点に配慮する。 (1)接道部の軒高の連続性に配慮する。 (2)雁行型配置や分節デザインに努め、周辺建築物の間口幅との調和に配慮する。			
意匠	〈敷地〉 ・自然地形を尊重し、造成は必要最小限とし、周辺地形になじむよう努める。 ・造成により法面や擁壁が生じる場合は、石積み等の自然材料の利用に努める。 裸地の法面やコンクリート等の自然材料以外で擁壁を設置した場合は、遮へい绿化に努める。			
	・余裕ある敷地を確保し、建ぺい率・容積率にゆとりを持たせるよう努める。			
壁 面	・ヨコガキの意匠を取り入れたデザインに努める。 ・海岸線沿いに位置する場合や主要な視点場から見て、海と一体の景観を形成する場合は、海面と調和しやすい水平美を基調とした意匠になるよう努める。			・縦と調和するよう陰影のある深い建築立面の意匠となるよう配慮する。

対象種別 領域等	建 築 物			工 作 物
	集 落 景 觀 領 域		自 然 景 觀 領 域	
集落市街地区域	但馬海村区域			
壁 面	・外側に低層部を階段状に配置したり、雁行型とするなど、巨大な壁面が目立たないよう努める。			・分節したり、雁行型とするなど、周辺と調和した意匠に努める。
壁 面 設 備	・給水管、ダクト等は外壁面に露出させないよう設置する。やむを得ず外部に露出する場合は、壁面と同色の仕上げを施す等の措置を講ずる。			・周間に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。
屋 根 ・屋 上	・屋根はこう配屋根としたり、屋上や塔屋等は、疑似屋根的な処理により単調なスカイラインにならないよう配慮する。			・こう配屋根にするなど、周間に溶け込むよう配慮する。
屋 上 設 備	・建物に取り込んだり、疑似屋根的な処理によって適切な覆い措置を講ずるよう努める。			・壁面を立ち上げたり、疑似屋根の処理によって適切な覆い措置を講ずるなど、突出しないようスカイライン処理に配慮する。
庇	・ヨコガキの意匠を取り入れたデザインに努める。			
基礎部	・長大な無窓壁など、単調な壁面としないよう努める。 ・海岸線沿いに位置する場合、海側の壁面は舟小屋とも調和しやすいデザインとする。			・基礎部の意匠は周囲の自然景観と調和するよう努める。
自動車庫 部	・周辺と調和した出入口意匠や外壁仕上げとなるよう配慮し、主要な視点場、特に見下ろす位置にある視点場から自動車が見えにくい意匠となるよう努める。			・左記に同じ
屋 外 階 段	・建築物本体と調和した意匠、色彩及び外壁仕上げとなるよう配慮する。			・周間に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。
ペランダ 等	・建築物との調和を図り、洗濯物が通りから見えにくい構造・意匠となるよう努める。			
日除け	・必要最小限のものとし、建築物との調和を図る。			
其 他	・伝統的なまちなみ領域の隣接地では、周辺との連続性、屋根の棟方向、壁面位置、意匠、素材等に配慮する。			・多くの視線を集めめる場所に建つ場合には、建築物の意匠に特に配慮する。
材 料	・金属やガラス等の光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。 ・経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。 ・下見板、基礎や擁壁には、伝統的材料やそれに類した材料を活用するよう努める。			・左記に同じ

対象種別 領域等	建築物		工作物
	集落景観領域 集落市街地区域	自然景観領域 但馬海村区域	
外壁色	<ul style="list-style-type: none"> 基調となる色彩はけはけぱくならないよう努める。その範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとし、色彩の演出に工夫する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) R(赤)系及びYR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度5以下 (2) Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 伝統的なまちなみ領域では、周囲との色調等の連続性に配慮する。 埋立地では、上記の低彩度の色彩に加えて、色調・色相の異なるアクセントカラーの使用についても、低彩度とし、変化の中にも落ち着いた調和を図るものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸線や緑と調和した落ち着いた色調に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ（領域別）ただし、航空法その他の法令により、色彩について許可等を受けて設置する工作物並びに広告塔、広告板及び遊技施設については適用しない。
屋根	<ul style="list-style-type: none"> 和がわらの家並みと違和感がなく周辺の緑をより印象的に見せる低彩度の落ち着いた色調とするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の緑と調和しやすい低彩度の落ち着いた色調とするよう努める。 	
植栽	<ul style="list-style-type: none"> 10Rから5Yまでの色相を使用する場合は彩度4以下 その他の色相を使用する場合は彩度3以下 明度は全色相6以下 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 四周からの長めに配慮し、敷地内に低、中、高木を適切に配慮し、まとまりのある緑の創出に努める。 植栽に当っては在来種を選定するなど、特に海岸線沿いの敷地では周辺の既存樹種と調和するよう努める。 主要な視点場からの見え方に配慮し、まとまった緑による建物の遮へいや分節化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑に包まれた印象となるよう、地域の環境に適した在来種を選定するなど、自然生長を考慮した上で、敷地内に低、中、高木を適切に配置し周囲の緑地環境と調和するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の植栽に努める。ただし、工場立地法、その他の法令により緑化基準が設けられている事業所等に係わるものについては適用しない。
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 位置、植栽、柵、門の意匠等に配慮する。 新しい埋立地では、周辺の既存樹林と調和するよう敷地の四周などの緑化に努める。 主要な視点場、特に見下ろす位置にある視点場から自動車が見えにくくように配慮する。 		<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ
外構	<ul style="list-style-type: none"> 単調で閉鎖的な柵、擁壁を避けるなど、周辺のまちなみや自然景観と調和した印象となるよう配慮する。 		
掲出物	<ul style="list-style-type: none"> 案内板、広告物等の掲出物は周囲のまちなみや環境と調和した意匠、形状及び材料とするよう努める。 		

H 25. 10. 1 より基準が改正されました。
詳しくは、ホームページでご確認下さい。

5 風景形成の基本目標と基本方針

(1) 基本目標

豊かな自然と伝統文化が息づく但馬海岸地域は、国立公園や名勝・天然記念物等の指定による風景誘導とあいまって、風景形成を進め、都市と農山漁村の交流の舞台として、訪れた人たちと共に地域の個性を尊重し、活性化を図っていく必要があります。のために地域住民が誇りうるすばらしい自然と伝統文化が息づく地域環境を保全、継承していくとともに、厳しい自然と共生し、育んできた環境設計の知恵を都市住民とともに学び合い、交流や協働を通してつくりあげるしくみづくりが求められています。

地域住民が誇りうる環境文化を都市の交流人とともに学び合う環境の形成に向けて、厳しい自然と共生しながら育んできた独自の生活文化の中の風景形成の知恵や工夫を継承、創造していくための風景形成の基本目標として、次の4点を定めます。

I 日本海交流文化の継承

古来から渡来人が往来した日本海は、大陸文化を伝える日本の窓口でした。近世には北前船の往来により港町を形成し九州や北陸などの最新文化を伝えるとともに、急峻な自然の地勢に対応して、円山川などのそれぞれの川の流域毎に伝統や文化を色濃く継承してきました。

また現在も行政、学校、民間団体等が芸術文化等を通じて着実に交流を展開しています。

したがって、日本海交流文化を継承し、但馬海岸地域における厳しい自然と共生してきた伝統的な土地利用や空間形成の仕組みを、地域住民とともに保全、継承し、新しい風景づくりに活用していきます。

II 自然との共生

但馬海岸地域では、厳しい自然に順応し、共生する知恵や技術が集落空間の中に今も息づいています。すなわち、砂浜海岸には黒松の砂防・防風林を植栽し、風が吹き通しにくい路地交差部の枠形構成や、計画的な菜園畑の設置、風の吹き上げによる被害を防ぐ浅い軒の出、縦板張りヨロイガキや窓の二重戸等、この地域ならではの土地利用と家屋等の集落デザインを育んできました。但馬海村等の集落に息づく伝統的な土地利用や集落づくりを環境設計の知恵として継承し、現代的に活かすことによって、但馬海岸地域独自の自然環境と共生したまちづくりを継承します。



III 生活文化の継承

今も息づいている地域の生活文化や慣習は、伝統的なまちなみとともに但馬海岸地域らしさを考える上で大切な風景資源です。こうした地域の生活文化に基づくアイデンティティは、貴重な地域固有の資源であり、地域の風景として住民の共感のもとに保全し、次世代に継承していくかなければなりません。



浜坂町 三尾



香住町 三番叟

IV 地域の人々が誇れる環境づくり

但馬海岸地域の有する豊かな「自然」や「伝統文化」と都市の有する豊富な「活力」とを活かして「温かい心」の交流を基調に相互に結びつけ、補完しあいながら、新しいライフスタイルを創造する共生社会を創造する必要があります。

但馬海岸地域に息づく自然と共生した土地利用と、集住文化による持続的な環境形成の仕組みは、地域が誇るべき環境文化であり、この地域の原風景といえます。したがって、地域の伝統的な環境づくりの知恵と創意を活かした風景づくりを通して、地域の人々が誇り、語れる環境づくりを目指します。



豊岡市

(2) 基本方針

但馬海岸地域の風景づくりの基本方針は、豊かな山々や海岸などの自然景観を主体とする「自然景観領域」と集落市街地のような集落家屋の立地する人文景観を主体とする「集落景観領域」とに大別し、それぞれの領域にふさわしい但馬海岸の風景づくりを推進します。

なお「集落景観領域」は、地域の中で自然や歴史文化を活かしながら、新しい都市的整備と伝統的な家並み景観との調和した市街地を目指す「集落市街地区域」と、自然環境と調和し継承されてきたまちなみ景観を活かし、できる限りそれらを保全、活用する修景整備が目指される「但馬海村区域」に区分し、基本方針に定めるものとします。

I 集落景観領域の基本方針

a) 集落市街地区域

i) トンボロ等の浜の保全と緑化の推進

トンボロや緩やかな弧を描く浜は、集落市街地景観のランドマークや集落の境界を構成する要素として重要であり、かつ、これらは地域の共通の景観的財産と言えます。このため、トンボロを形成する要因ともなった浜を保全するものとします。

また、松林等が見られなくなった砂州が残る浜では、浜坂の松の庭に見られるような松林の復元に取り組み、景観のみならず防災性や環境に配慮した海岸の修景整備を行い、照葉樹林の分布するトンボロとともに連続する緑の海岸線の形成を図っていくものとします。

ii) 路地構成の継承

冬季季節風の強い但馬海岸では、浜の砂防、防風の松林とともに、漁村等の家屋領域の空間構成も風が通りにくい配慮がなされています。つまり、城下町のような枠形街路的な狭い路地の構成と、弧を描く海岸道路は、但馬海岸特有の空間構成をつくりだしています。このような路地構成を保全、活用し、防災性にも配慮しながら、漁村らしさの継承を図っていくものとします。

iii) 家並み景観の保全

集落市街地において、但馬海岸の民家を特徴づける切妻型の屋根にゆう薬をかけた艶のある黒色または赤褐色のかわら葺きの家並み景観は、漁村部を中心に良く継承されています。このため、集落市街地においても、今まで継承してきた家並み景観を保全し、継承し、但馬海岸らしい市街地景観の形成を図っていくものとします。

b) 但馬海村区域

i 岬・崎・鼻の保全と活用

但馬海村における岬は、今も集落の守り神の宿る地であり、海岸線や集落を見渡す格好の視点場であり、谷ひだに位置する海村の視覚フレームを構成していると言えます。すなわち、岬や鼻等は、谷ひだの海村を包み込む形でとりまく緑地を形成しており、風景基盤となる岬や崎・鼻を大切な共有財産として、保全活用を図っていくものとします。

ii 家並み景観の保全

但馬海村では、谷ひだの底地にへばりつくように民家が立地しており、岬や鼻等の視点場や海岸道路からは、ほとんど俯瞰景として眺望される形になります。このため、但馬海村を訪れた人が最初に目にすることは、集落の家並み景観です。但馬海村の統一感のある切妻の艶のあるかわら屋根の景観は、他地域にはない大きな特徴となっています。このため、岬や鼻等から俯瞰される統一された家並み景観の保全を図っていくものとします。ただ、新築された家屋には、壁面のヨロイガキ等が施されていない場合がありますが、これらの伝統的な民家の意匠はできるかぎり再生し、保全、継承していくものとします。



竹野町 田久日

iii 舟小屋の保全と浜の再生

但馬海村では、集落全体で一つの谷筋の集約的土地利用を展開してきました。このため、住民が狭隘な土地を集團で管理運営することで、最大の利益が上がる形で効率的な土地利用が行われてきました。舟小屋等もそうしたことの表れた施設であり、但馬特有の漁村らしさを表し、特に海岸景観を形成する上で、貴重かつ特徴的な施設となっています。

このため、老朽化しつつある舟小屋の保全や再生を推進し、漁業施設等を含めた海村全体の環境秩序や調和のとれた海岸景観の形成を図っていく必要があります。

また、山陰海岸国立公園の自然と調和した海岸風景を再生、継承するため、浜全体の景観等に関する再生や修景整備が求められます。砂州の残る浜では松林の復元やコンクリートで固められた舟揚場の浜での砂浜の一部再生など環境性にも配慮した修景整備が求められます。



香住町 安木



香住町 訓谷

II 自然景観領域の基本方針

i 自然環境の保全

但馬海岸は、火山活動に伴う多種多様な岩石と日本海の荒波による海食地形によって様々な表情の岩石海岸美を形成しています。同時に岬、鼻の突出部と漁港、浜のある湾入り部が小刻みかつ急に入り込む典型的なリアス式海岸であり、但馬海岸特有の力強い海岸風景をつくりだしています。

こうした基盤の上に、海岸部では対馬海流による温暖帯林の常緑広葉樹林を形成し、少し内陸部では、冷温帯林のブナ、ミズナラ林を構成するなど、非常に狭い沿岸域に北限・南限の貴重種を伴う多様な植生環境を形成しています。そのため、そこに生息する生き物も多様であり、熊等の大型動物やオジロワシやハゲワシ等の猛禽類も飛来するなど、里山とはひと味異なる自然性豊かな環境を形成しています。

こうした厳しく多様な自然の風景美は、但馬海岸地域の風景を形成する基盤であり、岬、鼻といった海への突出部は、集落家屋領域の背景となる山並みを構成しています。また、岬や崎は、山陵や丘陵と結びついて、沖積地の市街地を取り囲むような形で構成しており、これらは、集落を視覚的に取り巻く山地丘陵として貴重で、骨格緑地を構成しています。

したがって、山陰海岸国立公園を中心に息づく地勢と一体となった自然性豊かな緑地環境を海岸風景の重要な自然的資源として将来にわたって保全、継承するものとします。

ii 海岸線の継承

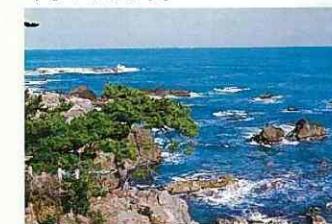
リアス式の但馬海岸は、海へ突出した岬や鼻の岩石海岸と湾入りした浜で構成されています。岩石海岸は、山陰海岸国立公園の特別保全地区として自然景観はほぼ保全されていますが、集落が立地する浜は、三尾、鎧等の一部海村を除き、国立公園外となっており、大規模な埋立てが行われているところもあります。

したがって、貴重な風景資源であり、但馬海岸の風景の主要部分を形成する海岸線を継承し、できる限り、様々な工夫により自然環境への影響を少なくし、美しい自然海岸の保全とそれにふさわしい景観形成を図ていくものとします。

iii 眺望視線の確保と配慮

海に突き出した岬や鼻には、城山や日和山、魚見台といった展望地が位置しており、またやや内陸に入った山裾部の緩斜面地や高台の尾根や峠等にも神社などの集落市街地を一望する視点場が形成されています。また、白砂青松100選に選ばれた浜坂町芦屋海岸の「松の庭」や気比浜や竹野浜のような長大な砂浜では、弓状の汀線自体が、眺望する視点場となっています。

このような眺望できる視点場からの視線の確保に配慮し、良好な風景形成を図っていくものとします。



豊岡市



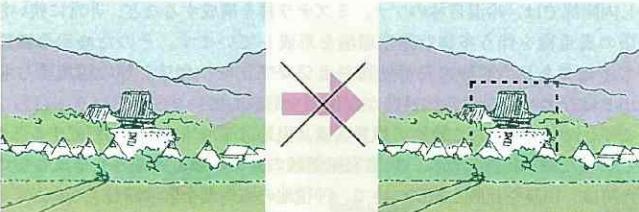
浜坂町 芦屋海岸

6 良好的な風景をつくるために

位置・規模

H25.10.1より基準が改正されました。
詳しくは、ホームページでご確認下さい。

■ 主要な視点場から見て、城山や社寺等、歴史的ランドマークを遮らないように努める。



■ 分散したり、分棟したりするなど
周辺景観に突出しない位置・規模
とするよう努める。



■ 主要な視点場からみて、背景の山地や丘陵のスカイラインを分断又は遮蔽しないよう努める。



■ 周辺に建築物がある場合、

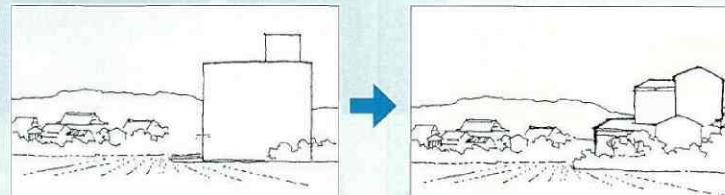
①接道部の軒高の連続性に配慮する。



②雁行型配置や分節デザインに努め、
周辺建築物の間口幅との調和に
配慮する。

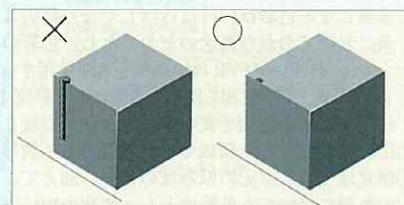
意匠

■ 壁面 外側に低層部を階段状に配置したり、雁行型とするなど、巨大な壁面が目立たないよう努める。



■ 壁面設備

給水管、ダクト等は外壁面に露出させないよう設置する。



■ 屋根・屋上

屋根はこう配屋根としたり、屋上や塔屋等は疑似屋根的な処理により単調なスカイラインにならないよう配慮する。



■ 自動車庫部

周辺と調和した出入口意匠や外壁仕上げとなるよう配慮し、主要な視点場、特に見下ろす位置にある視点場から自動車が見えにくい意匠となるよう努める。



H25.10.1より基準が改正されました。
詳しくは、ホームページでご確認下さい。

材 料

■ 経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。



色 彩

外壁

①基調となる色彩は、ければばしくならないよう努める。その範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとし、色彩の演出に工夫する。

H25.10.1より基準が改正されました。
詳しくは、ホームページでご確認下さい。

②伝統的なまちなみ領域では、周囲との色調等の連続性に配慮する。

③埋立地では、上記の低彩度の色彩に加えて、色調・色相の異なるアクセントカラーの色調についても低彩度とし、変化の中にも、落ち着いた調和を図るものとする。

屋根

和がわらの家並みと違和感がなく周辺の緑をより印象的に見せる低彩度の落ち着いた色調とするよう努める。



そ の 他

外構

単調で閉鎖的な塀、擁壁を避けるなど、周辺のまちなみや自然景観と調和した印象となるよう配慮する。



7 届け出の手続き

● 届け出手続き

(1)大規模建築物等については、建築確認申請の前に届け出が、一定規模以上の大規模建築物等については届け出の前に協議が必要です。(事前協議の手続きについては、「事前協議の手引き」(別冊)を参照のこと)

(2)届け出は当該地を所管する市町窓口へ。

豊岡市 都市整備課 ☎ 0796-23-1111
竹野町 建設課 ☎ 0796-47-1111
香住町 建設課 ☎ 0796-36-1111
浜坂町 建設課 ☎ 0796-82-3111

● 事前相談等

届け出以前の事前相談にも気軽にお越し下さい。事前相談等は当該地を所管する下記の県の事務所へ。

(豊岡市、竹野町)但馬県民局県土整備部建築第1課 ☎ 0796-26-3757
(香住町、浜坂町)但馬県民局県土整備部建築第2課 ☎ 0796-83-3866

● 届け出の手続きと流れ

建築場所	建築物等の規模
都心部	(1)高さ60m超かつ延べ面積30,000m ² 超
風景形成地域	(2)高さ60m超または延べ面積30,000m ² 超
その他	(3) (1)または(2)以外
その他	(1)高さ31m超かつ延べ面積15,000m ² 超
その他	(2)高さ31m超または延べ面積15,000m ² 超
その他	(3) (1)または(2)以外



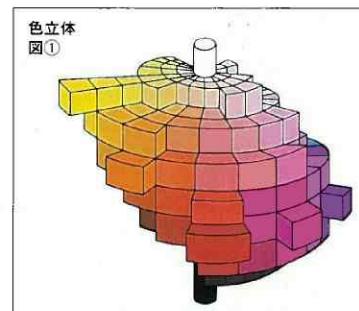
注意 大規模建築物等…高さ15m超または建築面積1,000m²超の建築物又は工作物
都心部…商業系用途地域で容積率400%以上の地域
景観影響評価*では景観形成審議会に諮ります。

8 色彩の資料（マンセル色票系について）

兵庫県の風景形成基準等では、色彩に関する基準の中でJISによるマンセル色票系を採用しています。

マンセル色票とは1905年、マンセル氏(A.H.Munsell)によって考案されたもので、物体表面の色を色味(色相Hue)、明るさ(明度Value)、あざやかさ(彩度Chroma)の三つの属性によって表示したものです。

図①は、このマンセル色票系を立体的に表したもので、中心に黒から白までの色味の無い無彩色の柱があり、それを取り囲んで、赤・黄・緑…等、各色味の環があります。



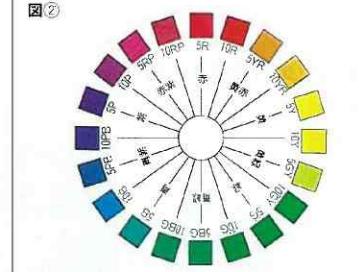
……左の色は？

この色をマンセル色票系で表してみると次のようにになります。

●まず色相(色味)は

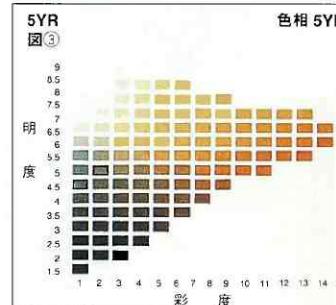
図②は図①の色立体を真上から見たときの色の並びを示しており、これでみると、色相は5YR(YR:橙系)であることがわかります。

マンセル色相環
図②



●次に明度(明るさ)は

図③は図①の色立体を5YRの位置で縦に切ったもので縦軸を明度、横軸を彩度として色彩5YRの色が並んでいます。これで見ると明度は5.5であることがわかります。



●最後に彩度(あざやかさ)は同じく図③でみると彩度は6.5に近いことがわかります。

印刷によって実際のマンセル色票と色が異なる場合があります。

詳しくは各県・民局(神戸を除く)県土整備部建築課にマンセルブックがありますので確認してください。

注意

昭和60年3月27日 兵庫県条例第17号
改正平成元年4月1日 兵庫県条例第22号
平成5年3月29日 兵庫県条例第16号

参考 景観の形成等に関する条例(抜粋)

目 次

- 第1章 総則(第1条～第7条)
- 第2章 景観形成地区(第8条～第14条)
- 第3章 風景形成地域(第15条～第21条)
- 第4章 大規模建築物等(第22条～第27条)
- 第5章 景観形成等住民協定(第28条～第29条)
- 第6章 雜則(第30条～第32条)
- 附則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、優れた景観を創造し、又は保全するとともに、大規模建築物等と地域の景観との調和を図るために、建築物等の届出等に関して必要な事項を定め、もつて魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与することを目的とする。(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観の形成 優れた景観の創造又は保全をいう。
- (2) 風景の形成 景観の形成のうち、広がりのある優れた景観の創造又は保全をいう。
- (3) 建築物等 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。)及び工作物(同法第88条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)をいう。
- (4) 大規模建築物等 次に掲げる建築物等をいう。

ア 建築物で、高さが15メートルを超えるもの
イ 工作物で、高さが15メートル(当該工作物が、建築物等と一緒にして設置される場合にあっては、その高さが10メートルを超えるもの、かつ、当該建築物等の高さとの合計が15メートル)を超えて、又はその敷地の用地に供する土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの
(県の責務)

第3条 県は、景観の形成等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施とともに、市町が実施する景観の形成等に関する施策及び県民又は事業者が行う自主的な景観の形成等に関する活動を支援し、かつ、その総合調整を図るものとする。

2 県は、公共の用に供する建築物等の景観に及ぼす影響が大きいことを認識し、自ら率先して景観の形成等を図るものとする。(市町の責務)

第4条 市町は、当該地域の景観の形成等に関する施策を策定し、及びこれを実施とともに県が実施する景観の形成等に関する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、自己の建築物等が地域の景観に深いかわりを持つことを認識し、自ら進んで景観の形成等に努めるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等のための施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業の用に供する建築物等の景観に及ぼす影響が大きいことを認識し、その責任において景観の形成等を図るために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等のための施策に協力しなければならない。

(景観形成等基本方針)

第7条 県は、景観の形成及び大規模建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観形成等基本方針を定めるものとする。

2 知事は、前項の景観形成等基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条第1項に規定する景観形成審議会(以下「審議会」という。)の意見を聞くものとする。

第3章 風景形成地域
(指定)

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する地域のうち、風景の形成を図る必要がある地域を、風景形成地域として指定することができます。

- (1) 良好な自然の風景を有する地域
 - (2) 良好的な田園風景を有する地域
 - (3) 歴史的又は文化的な風景を有する地域
- 2 市町村は、風景の形成を図る必要があると認める地域については、風景形成地域の指定を要請することができる。

3 知事は、前項の規定により要請のあった地域が、風景の形成を図る必要があると認めるとときは、当該地域が第1項各号の地域に該当しない場合においても、風景形成地域の指定することができる。

4 第8条第4項から第8項までの規定は、第1項又は前項の規定による指定について、第2項及び第8条第4項から第8項までの規定は、風景形成地域の変更について準用する。(風景形成基準)

第16条 知事は、風景形成地域を指定しようとするときは、当該風景形成地域について、風景形成基準を定めるものとする。

2 前項の風景形成基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 風景の特性
- (2) 大規模建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩
- (3) その他風景の形成を図るために知事が必要と認める事項

3 第8条第4項から第8項までの規定は、第1項の風景形成基準の決定及び変更について準用する。(行為の届出)

第17条 風景形成地域内において、次に掲げる行為(建築基準法第6条第1項に規定する確認を必要とする行為その他の規制に定める行為に限る。)をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

- (1) 大規模建築物等の新築、改築、増築又は移転
- (2) 大規模建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え(風景に及ぼす影響に関する協議)

第18条 風景形成地域内において、規則で定める風景に及ぼす影響の大きい大規模建築物等に係る前条各号に掲げる行為をしようとする者は、前条の規定による届出又は第21条に依て準用する第14条第1項の規定による通知の前に、当該行為が風景に及ぼす影響に關して知事に協議しなければならない。

2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、必要があると認めるとときは、当該協議をした者に対し、当該行為が風景に及ぼす影響に關する調査、予測又は評価を行なうことを求めることができます。(指導又は助言)

第19条 知事は、第17条の規定による届出があった場合において、届出に係る行為が風景形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(大規模建築物等又は空地に係る要請)

第20条 知事は、風景形成地域内において、大規模建築物等が風景形成基準に著しく適合しないと認めるとき、又は空地の利用若しくは管理が風景の形成を阻害していると認めるときは、当該大規模建築物等又は空地の所有者、管理者又は占有者に対し、必要な要請をすることができる。

2 知事は、前項の規定により要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聞くものとする。(国等に關する特例)

第21条 第14条の規定は、風景形成地域内において、国等が行う第17条各号に掲げる行為について準用する。

— 以下省略 —